［項を削る。］	適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額
［項を削る。］	適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）
［項を削る。］	適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額
［項を削る。］	適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

（注意事項）

［１～４　略］

（様式Ｂ－２）

［表略］

（注意事項）

［１～４　略］

（様式Ｂ－３）

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	％	％
最低連結レバレッジ・バッファー比率	％	％
連結レバレッジ・バッファー比率	％	％

（注意事項）

［１・２　略］

２　［略］

適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（注意事項）

［１～４　同左］

（様式Ｂ－２）

［同左］

（注意事項）

［１～４　同左］

（様式Ｂ－３）

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	％	％
［項を加える。］		
［項を加える。］		

（注意事項）

［１・２　同左］

２　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（次項において「新令」という。）別紙様式第十七号の五は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

２　施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書に記載すべき連結自己資本規制比率が施行日の前日において適用されていた金融商品取引法第五十七条の十七第一項に規定する基準の例により算出したものである場合には、当該事業報告書についての新令別紙様式第十七号の五（１(6)様式Ｂ－１に係る部分に限る。）の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○内閣府令第二十四号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定に基づき、信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄